

吹田市環境影響評価技術指針（案）

令和3年(2021年)8月改定

吹 田 市

目 次

第1章 はじめに

1 吹田市の地域特性と環境影響評価	3
2 技術指針の位置づけ	3

第2章 環境影響評価及び事後調査に共通する基本的事項

1 環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素の区分	4
2 環境影響要因の区分	5
3 地域の範囲	5
4 環境の保全及び良好な環境の創造の目標	5
5 環境の保全及び良好な環境の創造のための取組内容	5

第3章 環境影響評価の実施手順

1 地域の概況の把握	6
2 当該事業における環境に対する取組方針の検討	6
3 事業計画の立案と環境取組内容の検討	7
4 環境影響要因の抽出	7
5 環境要素の選定	8
6 現況調査の内容の検討	10
7 予測の内容の検討	10
8 環境影響評価提案書及び要約書の作成	11
9 提案書意見交換会の実施	11
10 現況調査の実施	12
11 予測の実施	12
12 評価の実施	12
13 環境取組内容の再検討	12
14 環境影響評価書案及び要約書の作成	12
15 評価書案意見交換会の実施	12
16 提案書及び評価書案に関する質問書に対する回答書の作成	12
17 事業者見解書の作成	13
18 環境影響評価書及び要約書の作成	13
別表1 事業別の標準的な環境影響要因・環境要素関連表	15
別表2 複合環境影響要因・環境要素関連表	24

第4章 事後調査の実施手順

1 評価書案の作成段階での事後調査の方針の検討	25
-------------------------	----

2	評価書の作成段階での事後調査の方針の検討、修正	25
3	事後調査計画書の作成	25
4	事後調査の実施	25
5	事後調査の結果の検討	26
6	事後調査報告書の作成	26
7	環境取組内容の追加実施	26

第5章 提出図書の記載事項

1	環境影響評価提案書	28
2	意見交換会報告書	28
3	環境影響評価書案	29
4	事業者見解書	30
5	環境影響評価書	30
6	事後調査計画書	31
7	事後調査報告書	31

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的な事項

6-1	温室効果ガス、エネルギー	33
6-2	廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、フロン類）	34
6-3	大気汚染	36
6-4	悪臭	39
6-5	ヒートアイランド現象	41
6-6	水質汚濁(公共用水域、地下水)、底質汚染	43
6-7	土壤汚染	46
6-8	地形、地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）	49
6-9	地盤（地下水位、地盤沈下、変状）	52
6-10	騒音、振動、低周波音	54
6-11	動植物、生態系	58
6-12	緑化（緑の質、緑の量）	60
6-13	人と自然とのふれあいの場	62
6-14	景観	64
6-15	日照阻害	66
6-16	テレビ受信障害	68
6-17	風害	70
6-18	文化遺産（有形・無形・複合）	71
6-19	防災・安全	74
6-20	コミュニティ	76
6-21	交通混雑、交通安全	78

第1章 はじめに

1 吹田市の地域特性と環境影響評価

本市は、大阪市に隣接し、約36km²の市域に約35万人の市民を有する基礎自治体であり、住宅都市としての性格を備えながら、商業・業務機能をあわせ持った複合都市である。

また、市域全域が市街化され約8割が既成市街地として利用されていることにより、経済成長や人口増加という社会現象の影響を直接受け、道路や工場、住宅団地等の開発に伴う大気汚染、ヒートアイランド現象、自然緑地の喪失など、大都市特有の環境問題を経験し、今もこれらに直面している。

一方で、大阪都心部への通勤・通学など日常的な市民生活の利便性にも優れており、住宅地としての魅力を高めている。このような地域で暮らす市民の環境要求レベルは高く、まちづくりに積極的に参加する市民も多い。

こうした中で、事業者は、吹田市環境まちづくり影響評価条例（平成10年吹田市条例第7号）に基づく手続きを実施する際には、環境影響評価及び事後調査の結果に基づき、高度に人口が密集し、緩衝帯となる空地や公共施設に乏しいという地域特性も踏まえ、適切な環境配慮を講ずる必要がある。

また、事業の実施等に当たり可能な限り環境への負荷を低減させることはもちろん、先進的な環境配慮を積極的に実施することで、事業計画地及びその周辺の環境水準を以前よりも向上させるなど、本市が進める吹田市第2次環境基本計画に沿って市民とともに「環境まちづくり」に取組む責務を有している。

2 技術指針の位置づけ

この技術指針は、吹田市環境まちづくり影響評価条例第6条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に行われるよう、環境影響評価及び事後調査を行う項目、方法などについて、対象事業に適用する基本的な技術的事項を定めたものである。

事業者が環境影響評価を実施するに当たっては、この技術指針に基づき、事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮し、環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を検討するとともに、必要な調査、予測及び評価の項目並びにその方法などを選定し、環境影響評価を行うものとする。また、事業者が事後調査を実施するに当たっても、この技術指針に基づき行うものとする。

なお、この技術指針は、今後の科学的知見の集積及び事例の積み重ねなどに応じて、必要な改定を行うものとする。

また、使用する用語は、吹田市環境まちづくり影響評価条例及び同施行規則で使用する用語の例による。

第2章 環境影響評価及び事後調査に共通する基本的事項

1 環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素の区分

環境影響評価及び事後調査の対象とする環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の区分は、表1のとおりである。

表1 環境要素一覧表

吹田市第3次環境基本計画の目標	分野	環境要素
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類 大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象
健康で快適な暮らしを支える生活環境の保全	水	水質汚濁（公共用海域、地下水） 底質汚染
	土	土壤汚染 地形、地質（土砂流出、崩壊、斜面安定） 地盤（地下水位、地盤沈下、変状）
	騒音・振動等	騒音 振動 低周波音
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場 景観
快適な都市環境の創造	構造物の影響	日照阻害 テレビ受信障害 風害
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）
	防災・安全	自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全

2 環境影響要因の区分

環境影響評価及び事後調査の対象とする環境影響をもたらす可能性のある要因（以下「環境影響要因」という。）となる行為の区分は、次のとおりである。

- (1) 工事（土地の造成及び施設等の建設）
- (2) 存在（工事が完了した後の土地又は施設等の存在）
- (3) 供用（土地又は施設等において行われることが予定される事業活動その他の人の活動）

なお、事業と密接に関連して実施される事業がある場合は、それによる行為も、環境影響要因に含めて環境影響評価を実施するものとする。

3 地域の範囲

環境影響評価及び事後調査の対象とする地域の範囲は、事業の実施等により環境に影響がもたらされると考えられる地域の範囲とする。

4 環境の保全及び良好な環境の創造の目標

環境の保全及び良好な環境の創造の目標（以下「評価目標」という。）は、環境影響を評価する基準として、第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的な事項）において定められている目標である。また、事後調査においては、その結果を検討し、必要に応じ原因の究明を図るための基準として用いるものとする。

5 環境の保全及び良好な環境の創造のための取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のための標準的な取組事項（以下「標準取組事項」という。）は、最新の「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」に記載されている取組事項とする。

標準取組事項を踏まえた上で、事業計画の立案段階において、事業特性及び地域特性に応じて、環境の保全及び良好な環境の創造のための取組の内容（以下「環境取組内容」という。）を検討する。また、環境影響評価及び事後調査の結果、評価目標を達成されていない又は可能な限りの取組が実施されていないと認める場合には、再検討するものとする。

検討に当たっては、環境への影響を回避又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、代償の取組を検討するものとし、実行可能なより良い技術を取り入れるものとする。また、環境水準の向上に資する取組についても併せて検討するものとする。

検討結果は、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるよう整理する。

- (1) 内容、実施時期又は期間
- (2) 効果又は目的
- (3) 検討経過又は根拠

第3章 環境影響評価の実施手順

1 地域概況の把握

地域の社会条件（人口、土地利用など）及び自然条件（気象、水象など）並びに環境の概況を把握するため、既存資料・文献の収集、整理、現地調査などを実施する。調査事項については、表2を参考として適切なものを選定する。

また、事業計画地からおおむね500m以内の周辺地域において実施又は実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事（以下「周辺事業」という。）の有無について調査を行うものとする。

表2 地域概況の主な調査事項

区分		調査事項
社会条件	人口	人口、世帯数、人口密度など
	土地利用	土地利用状況、用途地域指定状況など
	産業	事業所数、用水量、燃料使用量、工業出荷額など
	交通	交通量、交通施設、道路網、公共交通機関など
	水域とその利用	水域、水面利用、水利、地下水の利用など
	環境の保全について配慮を要する施設	学校、病院等の施設の配置など
自然条件	関係法令による規制等	公害防止に係る規制地域、自然環境保全に係る地域など
	気象	風向、風速、風向頻度、気温、湿度、降水量など
	水象	河川、水路、ため池の概況など
	地象	地形の分類、地質の構造など
	環境の概況	環境要素に係る環境の概況、環境基準等の適合状況、苦情の発生の状況、過去の災害等の状況、ハザードマップなど
周辺事業の有無		(1) 建設が予定されている対象事業と同種又は類似の施設及び予定されている大規模な工事 (2) すでに供用が開始されている対象事業と同種又は類似の施設及び実施中の大規模な工事 (3) その他、複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があると想定される事業

2 当該事業における環境に対する取組方針の検討

1で把握した地域の概況を踏まえて、当該事業における事業者の環境に対する取組方針を明らかにする。

3 事業計画の立案と環境取組内容の検討

事業計画を立案するプロセスにおいて、その構造や配置について複数の案を検討し、事業採算性のみならず、環境の保全及び良好な環境の創造の観点からも適切な案を選択するものとし、評価書案において、決定した事業計画案の妥当性を環境性能も含めて説明する。あわせて、標準取組事項をもとに、事業特性及び地域特性に応じた環境取組内容を検討する。

とりわけ公共的事業においては、実現可能な複数の案について、それぞれの環境影響を予測し、その評価結果を明らかにした上で、これを参考に事業計画を決定するものとする。

なお、事業の実施等により、周辺事業と複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があると想定される場合には、周辺事業の内容に応じて、環境取組内容を検討するものとする。

4 環境影響要因の抽出

環境影響要因の区分ごとに、事業の内容（種類及び規模など）に応じて、表3を参考に、環境に影響をもたらす可能性のある要因を抽出する。

事業に関連して建築物等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その行為についても、環境影響要因として抽出する。

表3 環境影響要因の例

区分	環境影響要因
工事	建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の影響
存在	土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、建築物等の存在
供用	施設関連車両の走行、駐車場の利用、人口の増加、施設の供用、歩行者の往来

なお、事業の実施等により、周辺事業と複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性があると想定される場合には、事業及び周辺事業の内容（種類及び規模など）に応じて、複合的に環境に影響をもたらす要因（以下「複合環境影響要因」という。）を、表4を参考に抽出するものとする。

表4 複合環境影響要因の例

区分	環境影響要因
工事	建設機械の稼働の重複、工事用車両の走行の重複、複数の工事の影響
存在	一体的な土地利用及び地形の変化、一体的な緑の回復育成、複数の建築物等の存在
供用	施設関連車両の走行の重複、駐車場の利用の重複、地域全体の人口の増加、複数の施設の供用、地域全体の歩行者の往来

5 環境要素の選定

表1に掲げる環境要素のうちから、事業特性及び地域特性を勘案した上で、環境影響要因の区分に応じて、表5により、当該事業における環境要素を選定する。

表5 環境影響要因・環境要素関連表

目標	分野	環境要素	環境影響要因			工事	存在	供用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類						
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象						
		水	水質汚濁 公共用水域 地下水					
			底質汚染					
	土	土壤汚染 地形、地質	土砂流出、崩壊 斜面安定					
		地盤	地下水位 地盤沈下、変状					
		騒音・振動等	騒音 振動 低周波音					
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量）	人と自然とのふれあいの場					
	構造物の影響	景観 日照阻害 テレビ受信障害	風害					
快適な都市環境の創造	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）						
	防災・安全	自然災害危険度	人為的災害危険度					
			地域防災力					
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全						

事業種ごとに、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項を、別表1で例示した。この表を参考に、事業の内容や地域の状況等を勘案して環境要素を選定するものとする。

また、例示があるもののうち、当該事業において、環境要素として選定する必要がないと判断したものについては、その理由を明らかにする。

ただし、例示されている環境要素以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、当該事業において必要と判断される環境要素については、当該事業における環境要素として選定するものとする。選択した環境要素について環境取組内容を示した上で、評価を実施する。

複合的に環境に影響をもたらす可能性がある一般的な事項を別表2に例示した。複合環境影響要因の抽出をおこなった事業者は、この表を参考に、事業の内容や周辺事業の状況等を勘案して環境要素を選定するものとする。

6 現況調査の内容の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮して、調査が必要な項目（以下「調査項目」という。）ごとに、現況調査の内容（現況調査の地域、地点、期間・時期、方法など）について表6及び第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的な事項）を参考に検討する。

なお、複合環境影響要因を抽出した事業者は、周辺事業が環境影響評価手続の対象事業でない場合は、周辺事業の関係者への聞き取り調査その他の適切な方法により現況調査を行うものとし、対象事業である場合は、その環境影響評価及び事後調査の結果を併せて調査するものとする。

表6 現況調査に関する基本的事項

一般的な事項	原則として最新の既存資料の整理、解析の方法によるものとするが、計画地及びその周辺の状況、事業の種類及び規模等を踏まえ、必要に応じて現地調査の方法により行うものとする。
現況調査の内容に関する留意事項	(1) 地域 現況調査の地域は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとに環境影響をもたらす可能性があると考えられる地域を設定するものとする。
	(2) 地点 現況調査の地点は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
	(3) 期間・時期 現況調査の期間・時期は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる期間・時期を設定するものとする。この場合において、季節変動を把握する必要がある調査項目については、その季節変動に伴う現況を適切に把握することができる期間を確保するものとする。
	(4) 方法 現況調査の方法は、調査項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況を考慮して、調査項目ごとの現況を適切かつ効果的に把握することができる方法を選定するものとする。

7 予測の内容の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況などを考慮して、予測が必要な項目（以下「予測項目」という。）ごとに、予測の内容（予測の地域、地点、時期、方法など）について表7及び第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的な事項）を参考に検討する。

また、複合環境影響要因を抽出した事業者は、事業及び周辺事業の内容（種類及び規模など）に

応じて、予測の内容について検討する。

表7 予測に関する基本的事項

一般的な事項 予測の内容に関する留意事項	予測は、工事、存在及び供用のそれぞれの時期における環境影響について、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、既存事例の引用、解析などの方法により、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。また、予測の前提条件、予測で用いた原単位及び係数など予測に係る諸条件については、その設定根拠を明らかにするものとする。
	(1) 地域 予測の地域は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、現況調査の地域の内から、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる地域を設定するものとする。
	(2) 地点 予測の地点は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
	(3) 期間・時期 予測の時点（予測の対象とする時点）は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、存在及び供用時の定常状態及び工事の実施による影響が最大になる時点などについて、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる時点を設定するものとする。
	(4) 方法 予測の方法は、予測項目の特性、対象事業等の内容（種類及び規模など）、地域の概況、現況調査の結果を考慮して、予測項目ごとの環境影響を的確に把握することができる方法を選定するものとする。

8 環境影響評価提案書及び要約書の作成

1から7までの結果を踏まえて、第5章（提出図書の記載事項）を参照し、環境影響評価提案書（以下「提案書」という。）及び要約書を作成する。

これらの図書は、告示、閲覧の対象となるとともに、環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を有する者の意見を求めるための資料となることから、市民が理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。

特に要約書については、写真又は図表の使用、用語の説明、よくある質問と回答を記載するなど、市民がより一層理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。また、インターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

作成した提案書及び要約書は、内容を広く周知する観点から、全文を自社のホームページに掲載するものとする。また、あわせて図書の内容の理解を促進するため、図書では表現しにくい視覚的な資料を掲載するなど、インターネットの特性を活かした情報提供を行うよう努めるものとする。

9 提案書意見交換会の実施

提案書の内容について、関係地域の住民と環境の保全及び良好な環境の創造の見地からの意見を交換するための意見交換会を開催する。開催に当たっては、開催日時及び場所等について、事前に多くの住民に周知することに努めるものとする。

意見交換会では、要約書を使用するなどわかりやすく説明するとともに、住民からの意見や質疑を受ける時間及び発言の機会を十分確保し、住民の意見に誠意を持って答えるものとする。

意見交換会の終了後、速やかに、その内容の報告書を作成する。

10 現況調査の実施

提案書に対する審査書に基づき、調査項目及び調査内容に検討を加え、現況調査を実施する。

11 予測の実施

提案書に対する審査書及び現況調査の結果を踏まえて、予測の内容に検討、修正を加え、予測を実施する。

12 評価の実施

現況調査及び予測の結果を踏まえ、第6章（現況調査、予測及び評価に関する具体的事項）に示す評価目標の達成について検討するとともに、予測項目ごとの環境影響が可能な限り回避され、若しくは低減されているものであるか、又は良好な環境の創造のための取組が可能な限り実施されているかについて検討することにより、評価を実施する。

13 環境取組内容の再検討

環境取組内容は、事業計画の立案の当初から検討されるものであるが、評価の結果、評価目標が達成されていない、又は可能な限りの取組が実施されていないと認める場合は、代替案の検討を含めて、環境取組内容を再検討し、その内容を明らかにするとともに、再度予測及び評価を実施する。

なお、提案書の提出段階で想定していなかった複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性がある周辺事業の実施が見込まれる場合には、その周辺事業の事業者と調整し、複合的な環境影響に関する可能な限りの環境取組内容を検討するものとする。

14 環境影響評価書案及び要約書の作成

9から13までの結果を踏まえて、第5章（提出図書の記載事項）を参照し、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及び要約書を作成する。

作成上の留意点については、8を参照すること。

15 評価書案意見交換会の実施

9と同じ要領により、評価書案の内容についての意見交換会を行う。

16 提案書及び評価書案に関する質問書に対する回答書の作成

提案書及び評価書案の内容についての質問書の写しを市長から送付を受けたときは、速やかに、

第3章 環境影響評価の実施手順

当該質問書に対する回答書を作成し、市長に提出する。

回答書の作成に当たっては、写真又は図表の使用、用語の説明を記載するなど、市民がより一層理解しやすい表現方法を用いて、市民の疑問に答えられるものを作成するものとする。またインターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

質問書の内容は、事業者の説明が不足している部分であると捉え、回答書の送付だけでなく、意見交換会のほか多様な機会や媒体を使用するなど、多くの市民の疑問や懸念に誠意を持って答えるよう努めるものとする。

17 事業者見解書の作成

評価書案意見交換会における意見に対する見解及び評価書案意見書等に対する事業者の見解をとりまとめ、第5章（提出図書の記載事項）を参照して事業者見解書を作成する。

事業者見解書は、告示、閲覧の対象となることから、市民が理解しやすい表現方法を用いて作成するものとする。また、インターネットでの閲覧に適した電子ファイルを作成するものとする。

18 環境影響評価書及び要約書の作成

評価書案意見交換会における意見及び評価書案意見書を尊重し、市長意見書に基づいて評価書案の記載事項に検討、修正を加え、第5章（提出図書の記載事項）を参照して、環境影響評価書（以下「評価書」という。）及び要約書を作成する。

作成上の留意点については、8を参照すること。

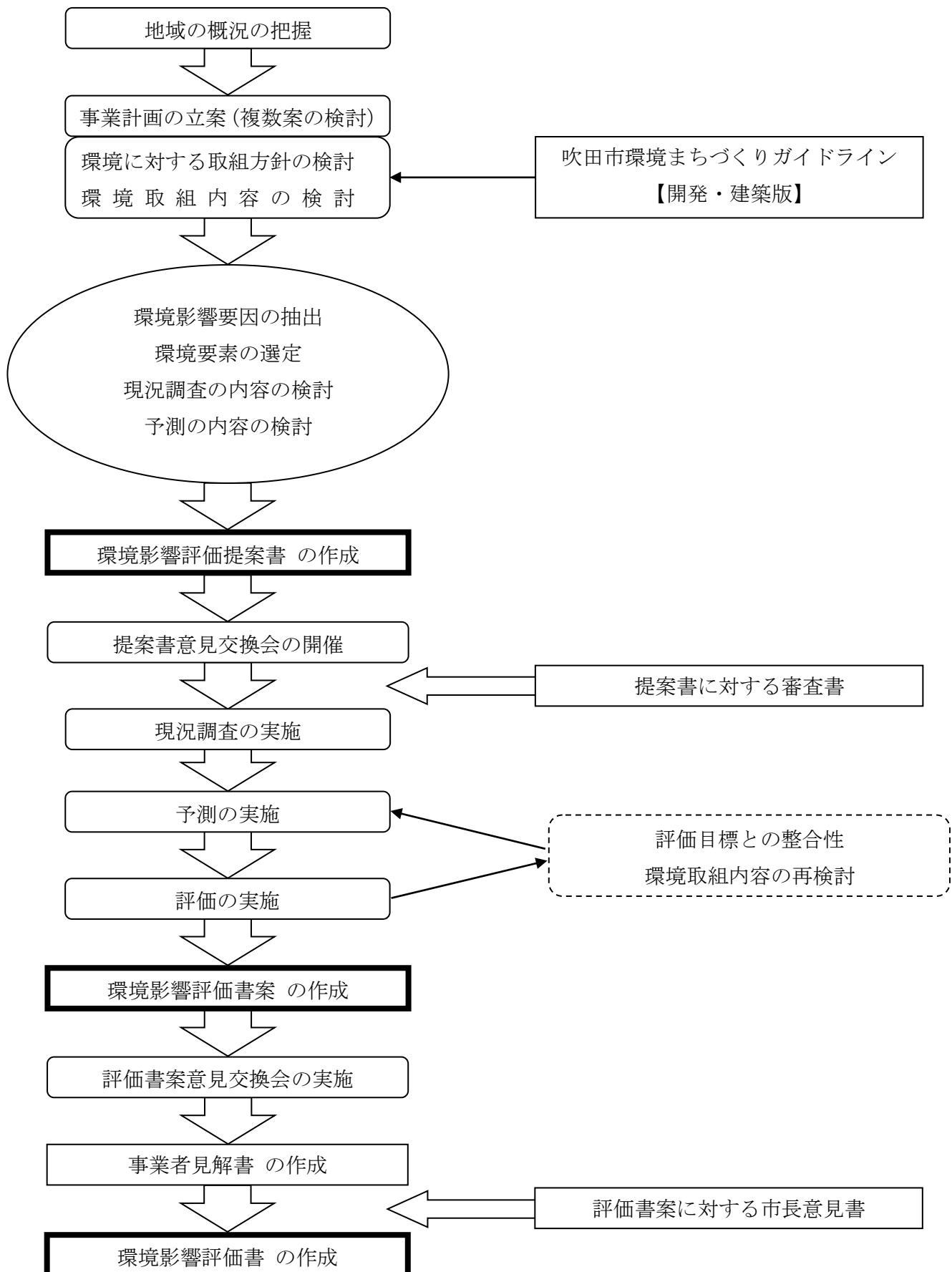


図1 環境影響評価の実施手順

別表1 事業別の標準的な環境影響要因・環境要素関連表

1 開発行為

目標	分野	環境要素	工事			存在		供用	
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	土地利用及び地形の変化	緑の回復育成		
環境影響要因									
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物							
		産業廃棄物				○			
		建設発生土				○			
		フロン類				○			
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○					
		悪臭			○				
		ヒートアイランド現象				○	○		
	水	水質汚濁	○						
		公共用水域							
		地下水	○						
	土	底質汚染							
		土壤汚染			○				
		地形、地質	○						
		土砂流出、崩壊							
		斜面安定	○						
	騒音・振動等	地盤							
		地下水位							
		地盤沈下、変状							
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	騒音	○	○					
		振動	○	○					
		低周波音							
	構造物の影響	動植物、生態系			○	○	○		
		緑化（緑の質、緑の量）					○		
		人と自然とのふれあいの場			○	○	○		
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観				○	○		
		日照阻害							
		テレビ受信障害							
		風害							
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）		○					
		自然災害危険度				○	○		
	防災・安全	人為的災害危険度				○	○		
		地域防災力				○	○		
	地域社会	コミュニティ			○				
		交通混雑、交通安全	○						

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

2 住宅団地の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用		
			建設機械の稼動	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼動	施設関連車両の走行
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー					○ ○ ○		
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類					○		
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○ ○					○ ○	
		水質汚濁 地下水 底質汚染		○					
		水		○					
	土	土壤汚染 地形、地質 斜面安定		○					
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状		○					
		騒音・振動等	騒音 振動 低周波音	○ ○				○ ○	
			○ ○					○	
快適な都市環境の創造	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場		○	○ ○				
				○					
				○					
		構造物の影響	景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害		○ ○				
	防災・安全	文化遺産（有形・無形・複合）		○					
		自然災害危険度			○ ○		○		
		人為的災害危険度				○			
	地域社会	地域防災力			○ ○		○		
		コミュニケーション 交通混雑、交通安全		○			○	○ ○ ○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

3 商業施設の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用			歩行者の往来
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の稼動	駐車場の利用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○ ○	○	
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類						○	○	○
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○ ○						○ ○	
		水質汚濁 地下水 底質汚染		○			○ ○	○ ○		
			○							
	土	土壤汚染 地形、地質 斜面安定	○							
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状		○						
				○						
		騒音・振動等	○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○			
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場	○	○ ○	○					
				○						
			○	○						
	構造物の影響	景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害			○ ○					
					○					
快適な都市環境の創造	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）		○						
		自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
	防災・安全				○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全	○	○					○ ○ ○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

4 運動・レジャー施設の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用			歩行者の往来
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の稼動	駐車場の利用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○ ○	○	
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類						○	○	○
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○ ○						○ ○	
		水質汚濁 地下水 底質汚染			○			○ ○	○ ○	
		土 地形、地質 斜面安定			○					
	騒音・振動等	土壤汚染 地盤 地下水位 地盤沈下、変状			○					
		騒音 振動 低周波音	○ ○					○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
		人と自然 動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場			○	○ ○	○			
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害				○ ○				
		文化遺産 文化遺産（有形・無形・複合）		○						
		自然災害危険度 人為的災害危険度				○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
		地域防災力				○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○ ○ ○	
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全		○	○					○ ○ ○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

5 廃棄物処理施設の設置

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用			施設 関連車両 の走行	
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	排ガスの排出	排水の排出	
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○			○
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類						○			
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○	○				○	○		○
		水質汚濁 水 地下水			○				○		
		底質汚染			○				○		
	土	土壤汚染 地形、地質 斜面安定			○			○	○		
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状						○			
		騒音・振動等	○	○				○			○
		騒音 振動 低周波音	○	○				○			○
快適な都市環境の創造	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場			○	○	○				
		構造物の影響 景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害				○	○				
		文化遺産 文化遺産（有形・無形・複合）		○							
		自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力				○	○	○	○	○	
	防災・安全	地域社会 コミュニティ 交通混雑、交通安全	○		○						○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

6 終末処理場の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用	
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー					○	○
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類					○	○
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○	○			○	○
		水質汚濁 水			○		○	
		地下水 底質汚染			○		○	
	土	土壤汚染 地形、地質 地盤			○		○	
		土砂流出、崩壊 斜面安定 地下水位			○		○	
		地盤沈下、変状					○	
	騒音・振動等	騒音 振動 低周波音	○	○			○	○
			○	○			○	○
							○	
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場			○	○	○	
					○			
					○			
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害				○	○	
						○		
						○		
						○		
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）		○				
		自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力			○	○	○	
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全		○				
			○					○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

7 工場又は事業場の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用			冷暖房施設等の稼動	
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	排ガスの排出	排水の排出	
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○			○ ○
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類						○			○ ○
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○ ○					○ ○	○ ○		○ ○
		水質汚濁 地下水 底質汚染		○					○		○ ○
		水	○						○		○ ○
	土	土壤汚染 地形、地質 斜面安定	○					○ ○			○ ○
		地盤 地下水位 地盤沈下、変状						○			○ ○
		騒音・振動等	○ ○					○			○ ○
		騒音 振動 低周波音	○ ○					○			○ ○
快適な都市環境の創造	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場	○		○ ○	○					
		景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害				○ ○					
		文化遺産	○								
		自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力				○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
	防災・安全	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
	地域社会	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

8 道路の建設

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用			
			建設機械の稼動	工事の影響	平面・掘削構造	地下構造	高架又は盛土構造	自動車の走行	換気塔の供用	休憩所等の供用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							○	
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類				○			○	
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染 悪臭 ヒートアイランド現象	○	○				○	○	
		水 底質汚染			○					○
		土 地形、地質 斜面安定			○					
	騒音・振動等	土壤汚染 地盤 地下水位 地盤沈下、変状				○				
		騒音 振動 低周波音	○	○				○	○	
			○	○	○	○	○			
	人と自然	動植物、生態系 緑化（緑の質、緑の量） 人と自然とのふれあいの場		○	○	○	○			
		景観 日照阻害 テレビ受信障害 風害			○	○	○			
		文化遺産（有形・無形・複合）		○						
快適な都市環境の創造	構造物の影響	自然災害危険度 人為的災害危険度 地域防災力			○	○	○	○	○	○
					○	○	○			
					○	○	○			
	地域社会	コミュニティ 交通混雑、交通安全	○		○	○	○		○	

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

9 鉄道又は軌道の建設

目標	分野	環境要素	工事			存在			供用				
			建設機械の稼動	工事用車両の走行	工事の影響	平面・掘削構造	地下構造	高架又は盛土構造	駅舎の存在	車両基地の存在	列車の走行	駅舎の供用	車両基地の供用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー									○		
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物									○	○	
		産業廃棄物					○				○	○	
		建設発生土				○							
		フロン類			○								
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○									
		悪臭			○								
		ヒートアイランド現象					○	○	○	○			
	水	水質汚濁	○								○		
		公共用水域											
		地下水	○										
	土	底質汚染											
		土壤汚染			○						○		
		地形、地質	○										
		土砂流出、崩壊											
		斜面安定	○										
	騒音・振動等	地盤				○							
		地下水位											
		地盤沈下、変状											
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	騒音	○	○							○	○	○
		振動	○	○							○	○	
		低周波音									○		
快適な都市環境の創造	構造物の影響	動植物、生態系			○	○	○	○	○	○			
		緑化（緑の質、緑の量）				○							
		人と自然とのふれあいの場	○	○	○	○							
		景観					○	○	○	○			
		日照阻害						○	○				
		テレビ受信障害						○	○		○		
		風害						○	○				
	文化遺産	風害											
		文化遺産（有形・無形・複合）		○									
		自然災害危険度				○	○	○	○	○	○	○	○
	防災・安全	人為的災害危険度							○		○		
		地域防災力				○	○	○	○	○	○	○	○
	地域社会	コミュニケーション		○		○	○	○	○				
		交通混雑、交通安全	○								○		

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業において環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

別表2 複合環境影響要因・環境要素関連表

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用				
			建設機械の稼働の重複	工事用車両の走行の重複	複数の工事の影響	一體的な土地利用及び地図の変化	複数の建築物等の存在	施設関連車両の走行の重複	駐車場の利用の重複	地域全体の人口の増加	複数の施設の供用
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー									
資源を大切にする社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物 産業廃棄物 建設発生土 フロン類									
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○				○	○	○	
		悪臭		○						○	
		ヒートアイランド現象			○	○					
	水	水質汚濁	○	○							
		公共用水域 地下水									
	土	底質汚染									
		土壤汚染									
		地形、地質	○	○	○	○	○				
	騒音・振動等	土砂流出、崩壊									
		斜面安定									
		地盤	○	○	○	○					
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	人と自然	地下水位									
		地盤沈下、変状									
		騒音	○	○				○	○	○	
	構造物の影響	振動	○	○				○	○	○	
		低周波音								○	
快適な都市環境の創造	構造物の影響	動植物、生態系		○	○	○	○				○
		緑化（緑の質、緑の量）				○					
		人と自然とのふれあいの場	○	○	○						
		景観			○	○	○				
	文化遺産	日照阻害				○					
		テレビ受信障害				○					
		風害				○					
	文化遺産	文化遺産（有形・無形・複合）									
防災・安全	防災・安全	自然災害危険度			○	○	○		○	○	○
		人為的災害危険度			○	○	○		○	○	○
		地域防災力			○	○	○		○	○	○
	地域社会	コミュニティ		○					○	○	
		交通混雑、交通安全	○					○	○	○	○

上記の表で○がついている項目は、一般的な事業及び周辺事業において複合的に環境に影響をもたらす可能性のある事項の例示である。例示されている以外の環境要素についても、事業特性及び地域特性を勘案した上で、必要に応じて選定するものとする。

第4章 事後調査の実施手順

1 評価書案の作成段階での事後調査の方針の検討

事業の内容（種類及び規模など）、地域の概況、予測及び評価の結果、環境取組内容の内容などを考慮して、事後調査を行う項目（以下「事後調査項目」という。）を予測項目の内から選定するなど、事後調査の方針について検討を行う。

なお、予測項目の内から除外した事後調査項目がある場合は、その除外した理由を明らかにする。

2 評価書の作成段階での事後調査の方針の検討、修正

評価書案意見交換会における意見及び評価書案意見書を尊重し、市長意見書に基づいて、事後調査の方針について検討、修正を加え、事後調査項目を決定する。

3 事後調査計画書の作成

評価書で選定した事後調査項目ごとに、事後調査の内容（事後調査の地域、地点、期間・時期、方法など）及び環境取組内容の実施状況の確認方法（確認時期、方法など）について、表8を参考に検討し、第5章（提出図書の記載事項）を参照して事後調査計画書を作成する。

表8 事後調査に関する基本的事項

事後調査の内容に関する留意事項	一般的な事項	事後調査は、環境調査（対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を把握するため、対象事業等の実施区域及びその周囲の環境の状況について把握する調査）及び発生源調査（環境影響を明らかにする上で必要な施設等の稼働状況などについて把握する調査）により行うものとする。
	(1) 地域	原則として予測の地域とする。
	(2) 地点	予測の結果を考慮して、対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる代表的な地点を設定するものとする。
	(3) 期間・時期	対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる期間・時期を設定するものとする。
	(4) 方法	対象事業等に係る工事、存在及び供用によるそれぞれの影響を的確に把握することができる方法を選定するものとする。

4 事後調査の実施

事後調査計画書に基づき、工事、存在及び供用についてそれぞれの時期に事後調査を実施する。

その際に、新たに実施される見込みのある周辺事業の有無について調査を行うものとする。

あわせて、環境取組内容の実施状況を確認するものとする。

5 事後調査の結果の検討

事後調査の結果、評価目標の達成を困難にする環境影響が認められた場合は、原因の究明を行う。この結果、事業に起因することが判明した場合は、環境取組内容の強化を図るものとする。

なお、環境影響評価において想定していなかった複合的に環境に著しい影響をもたらす可能性がある周辺事業の実施が見込まれる場合には、その周辺事業の事業者と調整し、複合的な環境影響を可能な限り回避又は低減するよう努めるものとする。

6 事後調査報告書の作成

4及び5の結果を踏まえて、事後調査報告書を作成する。

7 環境取組内容の追加実施

事後調査報告書の審査の結果、市長から追加の取組を講ずるよう指導又は勧告された場合は、その内容を実施するものとする。

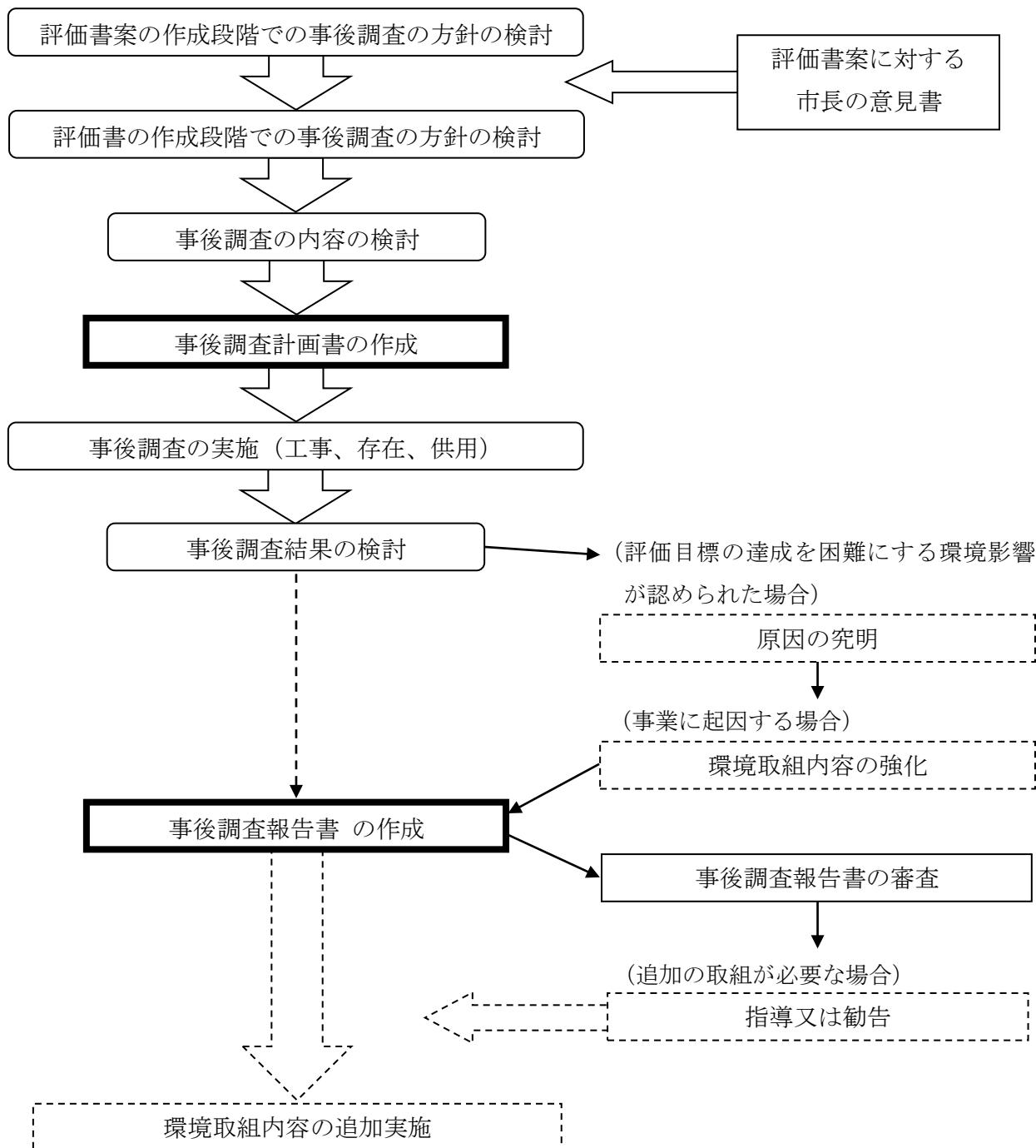


図2 事後調査の実施手順

第5章 提出図書の記載事項

(省略)

第6章 現況調査、予測及び評価に関する具体的な事項

(一部省略)

6-19 防災・安全

1 環境影響評価の対象

事業の実施等に伴う人口の増加、土地の改変、建築物及び工作物の建築等が、地震、台風、大雨等（以下、「自然災害」という。）発生時及び高圧ガス、危険物、有害な化学物質に起因する事故等（以下、「人為的災害」という。）発生時に、実施場所及びその周辺地域の災害危険度及び地域防災力に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。

2 現況調査

(1) 調査項目

事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 地形等の状況
- イ 気象の状況
- ウ 水象の状況
- エ 軟弱地盤の分布等の状況
- オ 土地利用の状況
- カ 過去の災害等の状況
 - (ア) 自然災害の発生状況
 - (イ) 人為的災害の発生状況
- キ 自然災害発生時の被害想定
- ク 地域防災計画等
 - (ア) 避難所等の状況
 - (イ) ライフラインの被害及び復旧想定等
 - (ウ) 公共交通機関の行動計画等
 - (エ) 自主防災組織の結成状況
- ケ 関係法令等の基準等

(2) 調査地域

ア 自然災害

事業の種類及び規模を勘案し、事業の実施等により、実施場所及びその周辺地域の災害危険度及び地域防災力に影響をもたらすと想定される地域とする。

イ 人為的災害

事業の種類及び規模を勘案し、事業の実施等により、高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等に対する安全の確保が必要な地域とする。

(3) 調査方法等

最新の既存資料の整理、解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等により補完する。

3 評価目標の設定

評価目標は、現況調査結果及び地域の特性等を勘案のうえ、次の事項を参考に適切に設定する。

(1) 災害危険度

ア 自然災害

想定される自然災害発生時に主要構造物及び住民等に著しい被害が発生しないこと

イ 人為的災害

(ア) 想定される人為的災害発生時に安全が確保される水準を確保すること

(イ) 関係法令等による基準等を満足すること

(ウ) その他の科学的知見による適切な目標

(2) 地域防災力

ア 被災時に住民等の避難及び救助等の応急対応が円滑に実施できること

イ 被災後に実施場所の住民又は周辺地域の住民等の在宅避難生活の継続を可能とすること又は補助すること

(3) その他、適切な目標

4 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、実施場所及びその周辺地域において、想定される自然災害及び人為的災害が及ぼす影響の内容及び程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

原則として、調査地域とする。

イ 予測時期

原則として、事業に係る工事中及び工事の完了した時期とするが、必要に応じてその後の一定期間をおいた時期（高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の貯蔵又は使用等が定常の状態に達した時期等）とする。

ウ 予測条件

予測条件は、現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測に必要な項目、関係法令等を勘案し、設定する。

エ 予測方法

事業の種類及び規模、実施場所及びその周辺地域の特性等を考慮し、次に掲げる方法の中から適切なものを選択する又は組み合わせて行う。

(ア) 調査項目が事業計画に及ぼす影響を予測する

(イ) 既存の基準、指針、ガイドライン等に沿って予測する

(ウ) 類似事例から推定する方法

(エ) その他適切な予測方法

5 環境取組内容

事業の種類及び規模、予測結果を勘案し、評価目標を達成するために必要な取組等について検討を行う。

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の手法

現況調査、評価目標、予測結果、環境取組内容等を勘案し、事業の実施等が調査地域の災害危険度及び地域防災力に及ぼす影響の内容及び程度について明らかにする。

(後略)